

(国土交通省 第12回 労務費の基準に関するワーキンググループ)

日建連提出資料

2026年3月26日

「労務費に関する基準」においては、受注者は適正な労務費を内訳明示すること、注文者はその内容を考慮・尊重することが必要。この実効性を確保するためにはサプライチェーン全体での価格転嫁を確実に実行する環境を実現することが重要。日建連としても実際に適正な賃金が技能労働者に行き渡るよう、協力会社による適正な労務費が内訳明示された見積りを尊重し、適正な労務費の支払いを徹底。

本年2月に「労務費見積り尊重宣言」の内容を「労務費に関する基準」に沿った運用となるよう改定、併せて、サプライチェーンの出発点である発注者の理解が得られるよう、発注者に対して適正な労務費の見積りの尊重を要請することを日建連の取組みとして明記して、会員企業に対して会長名で通知。

本年3月に建設技能労働者の賃上げについて「おおむね6%の賃上げ」を目指すことが国との間で申し合わされたことを踏まえ、「労務費に関する基準」を踏まえた「建設技能労働者の賃金水準の引上げに向けた取組みに関する決議」を行い、協力企業からの適正な労務費の見積りを尊重するとともに、適正な賃金の支払いを協力企業に要請するよう、会員企業に対して会長名で通知。

「労務費見積り尊重宣言」改定(本年2月)

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次協力会社へ見積り依頼に際して、「労務費に関する基準」を踏まえた適正な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

改定内容

- ・「労務費に関する基準」を踏まえた適正なものであることを示すため「労務費に関する基準」を踏まえた適正な労務費」に修正。
- ・会員各社の宣言に基づく取組みを推進するための日建連の取組みとして「発注者に対して適正な労務費の見積りの尊重を要請する。」を明記。

「建設技能労働者の賃金水準の引上げに向けた取組みに関する決議」(本年3月)

建設技能労働者の賃金が「おおむね6%の賃上げ」を目指すこととされた趣旨に適う下請契約の締結

→適正な労務費を内訳明示した見積書の提出を要請し、当該見積りを尊重すること

建設技能労働者への適正な賃金支払いの徹底

→一次協力会社との契約時において、建設技能労働者の賃金について、上記目標に適う適正な賃金が支払われるよう確実に要請するとともに、二次以下の協力会社に対しても同様に適正な賃金が建設技能労働者に支払われるよう労務費の行き渡りを依頼すること

1.これまでの周知及び実効性確保に向けた取組状況

- 昨年12月 国土交通省からの通知を受けて、会員企業に周知
会員企業は、以下の取組を通じて協力会社に周知
- ・協力会社に対して説明会を開催、周知する文書を発出
 - ・協力会社が集まる場(特別安全協議会等)において周知
 - ・見積提出のあった協力会社に対して遵守を要請
- 本年2月 「労務費見積り尊重宣言」の改定と会員企業への周知
労働委員会所属の会員企業に対するアンケート調査の実施
- ・制度導入後当初の段階での取組状況の把握
 - ・課題等の収集・整理・分析
- 本年3月 「賃金水準の引上げに向けた取組に関する決議」の会員企業への周知

2.今後の周知及び実効性確保に向けた取組

- 本年春 会員企業に対して、現場所長や協力会社等への周知を改めて依頼
- 本年夏 制度導入後一定期間経過後の全会員企業に対するアンケート調査の実施により、
周知の状況、課題等を収集・整理・分析
課題等があれば、国土交通省と連携し、運用しやすい改善策等を検討
- 本年冬 上記の課題や改善策等を踏まえた活用促進のリーフレットを会員企業等に作成・配布
※関係団体と調整ができれば連名にて作成・配布

労務費に関する基準の周知及び実効性確保に向けた国への要請

1. 国による強力な指導・監督の実施の要請

「労務費に関する基準」については、今後は、その実効性が問われることになることから、特にサプライチェーン全体での価格転嫁を確実にできる環境を実現することが重要。

国において、特にサプライチェーンの出発点である発注者の理解が得られるように、強力な指導を行うとともに、発注者への周知徹底、資料の作成等の取組を要請。

併せて、建設Gメンによる調査、指導・監督、更に通報制度の幅広い周知等を要請。

2. 国による以下の労務費・賃金の支払いの実効性確保の取組の検討の要請

- 適正でない賃金支払いの情報提供(技能者通報制度の導入)
- 労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化(悪質事業者の公表)
- 技能者への適正な賃金支払い状況を確認するシステムの創設(処遇優良事業者証の活用)

3. 会員企業へのアンケート調査結果を踏まえた国による以下の課題への対応の検討の要請

- 協力会社や発注者への制度の周知、浸透、理解の促進のための説明会の開催やガイドラインの作成が必要。
- 施工条件や施工能力に応じた適正な労務費の算定方法の明確化やCCUSレベル判定の普及が必要。
- 「雇用に伴う必要経費」には、見積書で内訳を明示すべき必要経費(法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費及び建退共掛金)に加えて、どの範囲までの経費が含まれるかを明確にすることが必要。
- 見積書の作成、確認、保存等の事務負担の増大、作業の複雑化への運用改善が必要。

1. CCUSの普及に向けた取組(日建連の推進方策(2026)の重点事項)

○色別カードの取得促進

「労務費に関する基準」において、CCUSレベル別年収に応じた賃金の支払いが求められていること、CCUSレベルに応じた建退共の複数掛金制度の導入が進められていることを踏まえ、技能者の経験や技能に応じた処遇改善を図るための基盤となる色別カードの取得を促進。能力評価の申請及びレベルに応じた賃上げの取組みについては、厚生労働省の助成金の活用を促進。

○建退共との連携

昨年10月に建退共の電子ポイントとCCUSの就業履歴データの自動連携が開始されたこと、CCUSレベルに応じた複数掛金制度の導入が進められていることを踏まえ、建退共の電子化を推進し、建退共・CCUS加入者に対する建退共の支払いを促進。

○公共工事におけるCCUSモデル工事等への積極的な参加

昨年6月に閣議決定された「第1次国土強靱化実施中期計画」において、令和12年までに公共工事でのCCUS活用工事の導入完了率100%の目標が掲げられていることを踏まえ、発注や契約の条件を達成できるよう十分な準備のもと、積極的に入札参加。

○技能者を大切にする企業の自主宣言制度の活用

企業側のメリットにつなげるため、昨年12月に開始された「技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の活用を促進。

2. 今後のCCUSの普及に向けた取組

・本年3月 推進方策について会員企業・協力会社等に幅広く周知

・本年4～5月 会員企業に、建退共との連携、CCUSモデル工事等への参加、自主宣言制度の活用の取組状況に関する調査を実施。

会員企業の協力会社に、色別カードの取得、自主宣言制度の活用、厚労省助成金の活用の取組状況に関する調査を実施。

・本年7月～ 上記の調査結果を踏まえた取組状況の把握、課題の整理、対応策を検討。

国のリーダーシップのもと、「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」の着実な実行をはじめ、公共工事、とりわけ直轄工事のCCUS義務化を強力的に推進、国土交通省の技術的支援のもと国土交通省以外の発注機関においてもCCUSモデル工事の導入・拡大を推進、能力評価への支援等の関連施策を総動員し、取組を一層加速させる必要（例えば、色別カードについて現状8%を少なくとも5割以上にする等）。

併せて、国による以下の施策の検討を要請。

- 公共工事における率先的な促進（CCUSレベルに応じた賃金支払を宣言している場合の加点措置等）
- CCUSレベルに応じた賃金支払への財政支援（厚生労働省「人材確保等支援助成金」の拡充・継続）
- CCUSレベル判定の申請負担の軽減（手続の簡素化、手数料への補助の拡充・継続）
- CCUSレベル判定のための評価基準の未整備分野の解消（評価団体に対する技術的支援）